

新たな公会計制度導入について

(付議の要旨)

平成 26 年 4 月に国は新たな公会計制度に係る国の統一的基準の概要を示し、平成 27 年 1 月には全国自治体に対してこの新たな基準による財務書類等を作成するよう要請する予定であることを踏まえ、新たな公会計制度導入に向けた取り組みを推進する。

1. 主旨

区は、これまでも、現行の官庁会計制度を補完するものとして、財務書類を充実させるほか、公有財産台帳や備品台帳に基づいた新たな固定資産台帳の整備を進めるなど、財政状況をわかりやすく分析・公表することに取り組んできた。

国は、「固定資産台帳の整備」と「複式簿記の導入」を前提とした「財務書類の作成に関する統一的な基準」を示し、原則として平成 30 年 3 月までに、この基準による財務書類等を作成することなどを要請する予定である。

この間、国の動向等を踏まえ、関連所管間で情報共有と今後の取り組みについて議論を行ってきた。今後、国の要請に基づき、財務諸表を活用した決算資料の公表・活用充実などを目的として、新たな公会計制度導入に取り組むこととする。

2. 今後の進め方

(1) 固定資産台帳の整備

- ・各部が管理している資産データ（土地、建物、工作物、道路等）について一元的に取りまとめた固定資産台帳を整備する。

(2) 日々の会計処理に複式簿記仕訳を導入

- ・国が示す日程及び統一的な基準に基づき、財務書類等を作成する。
- ・財務会計制度に、日々の会計処理時に複式簿記仕訳を行う仕組みを構築する。
- ・新たな仕組みの導入時期は、現行の財務会計システムの更新（平成 29 年度末に現行の財務会計システムの保守期限が到来）にあわせ、平成 27 年度に具体的な検討等を行い、平成 28 年度～29 年度に改修を実施し、円滑なシステム移行を図る。
- ・統一的な基準による財務書類の作成については、システムの整備が整うまでの間、期末一括仕訳に準じた方法により行う。

(3) 財務書類の活用の充実等

- ・財務 4 表等を活用し、区民への情報提供を行うとともに、必要に応じて行政評価や事業見直しなどへの活用を図る。

(4) 人材の育成

- ・新たな公会計制度を活用できる人材を計画的に育成する。

3. 新公会計制度導入に向けた推進体制

関係する所管との連携・協力のもと推進する。

(1) 庁内体制

- ・ 庁内に検討体制を設け、固定資産台帳の取りまとめは財務部を中心に、システム整備や財務書類の活用等の検討は、政策経営部・会計室を中心にして進める。

(2) 専門家の活用

- ・ 特に専門家の知識経験等を要する課題等への対応は、専門人材の活用を図る。

[平成27年度所要経費(概算) 5,400千円]

4. スケジュール

平成27年2月3日

企画総務常任委員会報告

平成27年度

新たな公会計制度導入に向けた検討等

平成28～29年度

システム詳細設計、改修

職員研修の充実

平成29年度～

統一的な基準による財務書類を国へ提出

平成30年度以降

新システム稼働、新システムによる財務書類の作成等